

嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、燃料費等の物価や人件費の高騰に伴う影響による厳しい経営状況のなか、事業を継続して実施している市内の旅客自動車運送事業者の負担の軽減を図るため、経営に大きな影響が生じている旅客自動車運送事業者に対する、予算の範囲内における嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）に基づいて経営される旅客自動車運送事業をいう。
- (2) 乗合バス事業者 法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営み、法第4条第1項の許可を得ている者をいう。
- (3) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営み、法第4条第1項の許可を得ている者をいう。
- (4) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営み、法第4条第1項の許可を得ている者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 支援金の交付申請を行う日（以下「申請日」という。）において事業を実施しており、かつ、支援金の受領後も事業を継続する意思があること。
- (2) 嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (3) 乗合バス事業者にあつては、市内に発地又は着地とする乗合バス路線等（以下「市内路線」という。）を有し、運行を行う者であること。
- (4) 貸切バス事業者及びタクシー事業者にあつては、市内に本店又は営業所等を有する法人又は個人事業者であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、事業者の区分に応じて定めた次表中欄に掲げる額に同表右欄に掲げる交付対象事業者が所有する車両（以下「対象車両」という。）の台数に応じて算出した額を加算した額とする。

事業者	基本額	加算額
乗合バス事業者	1事業者あたり35万円	令和8年9月1日時点において、市内路線に使用する事業用自動車として継続して運行される車両（法第5条第1項又は第15条第3項の規定により国土交通大臣に許可申請又は届け出ているもの）の乗車定員に応じ、次の各号に掲げる額 (1) 11人以上 車両1台につき12万円 (2) 10人以下 車両1台につき6万円
貸切バス事業者	1事業者あたり35万円	令和8年9月1日時点において、市内の本店又は営業所等で事業用自動車として継続して保有される車両であって、自動車検査証における「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が、申請日以降である車両1台につき12万円
タクシー事業者	1事業者あたり25万円	令和8年9月1日時点において、市内の本店又は営業所等で事業用自動車として継続して保有される車両であって、自動車検査証における「有効期

		間の満了する日」欄に記載される年月日が、申請日以降である車両1台につき6万円
--	--	--

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 一般（乗合・貸切・乗用）旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (3) 申請日が含まれる期間の一般（乗合・貸切・乗用）旅客自動車運送事業計画の写し
- (4) 対象車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあっては、自動車検査証記録事項の写し）
- (5) 乗合バス事業者にあつては、現に市内路線を運行する車両の登録番号及び乗車定員を記した一覧表
- (6) 貸切バス事業者及びタクシー事業者にあつては、市内の本店又は営業所等に配置される車両の登録番号及び乗車定員を記した一覧表
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請日の属する年度において1交付対象事業者につき1回限りとする。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに嘉麻市旅客自動車運送事業継続支援金交付請求書（様式第4号）に交付決定者名義の振込口座通帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金を返還させることができる。

(調査等)

第9条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第10条 この告示に定めのない支援金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付した支援金については、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。